

市街化調整区域の一部地区では、 条例により 開発許可を緩和しています



南姫、根本、小泉地域の市街化調整区域の一部では、
条例により開発可能な建築物の用途制限を緩和しています。



市街化調整区域における開発行為の許可の 基準に関する条例とは？

都市計画法に基づき、市街化調整区域において**開発可能な建築物の用途制限を緩和する条例**です。南姫、根本、小泉地域の一部に指定されています。

種別	対象地区	建築できるもの(例)
第1種地区 (住宅団地)	白山、下迫間洞、南姫、台・屋作、 榎ヶ丘地区のそれぞれ一部	住宅、共同住宅、老人ホーム、 診療所 等
第2種地区 (集落地)	桜、諸家、円田、起、北丘、根本、 大原、赤坂地区のそれぞれ一部	第1種地区で建築できるもの及び 日用品販売の店舗・飲食店(150㎡ 以内) 等
第3種地区 (沿道集落地)	国京、旧国道248号沿道地区の それぞれ一部	第2種地区で建築できるもの及び 店舗・飲食店・事務所(1,500㎡以内)、 病院 等

種別	用途制限	最低敷地面積	建築物の高さの 最高限度
第1種地区 (住宅団地)	第1種低層住居専用地域並み	200㎡	10m
第2種地区 (集落地)	第2種低層住居専用地域並み	200㎡	10m
第3種地区 (沿道集落地)	第2種中高層住居専用地域並み	200㎡	—



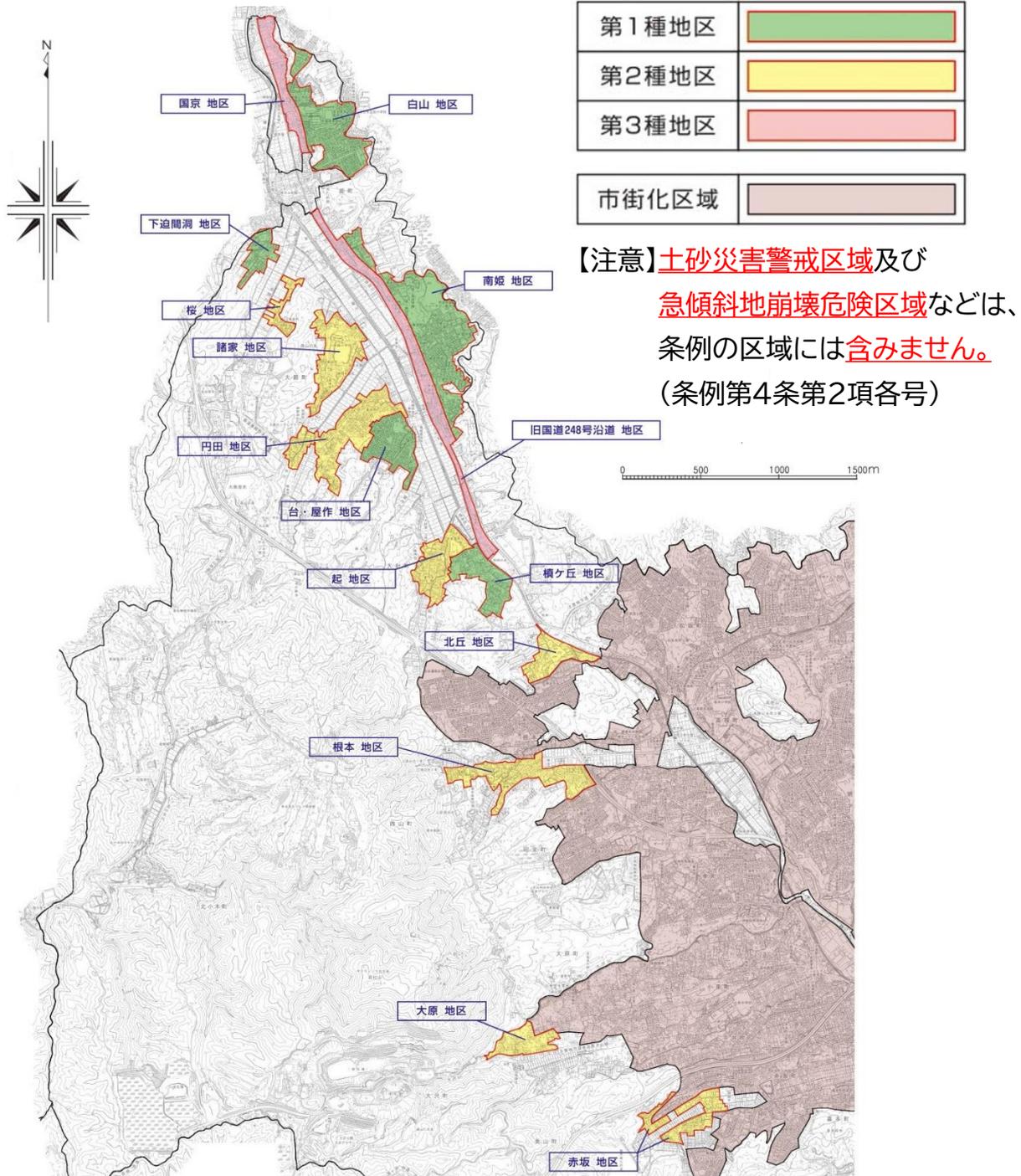
自分の土地が条例に該当するかは、どのように確認 したらいいの？

市役所本庁舎3階都市政策課 または ホームページにてご確認ください。
具体的な土地の地番がわかる場合は、一度、都市政策課(22-1321)まで
お問い合わせください。



市HP QRコード

(参考)条例において指定する土地の区域図



お問い合わせ 多治見市日ノ出町2-15 多治見市役所(本庁舎3階)

条例の指定に関すること:都市政策課:0572-22-1321

開発許可に関すること :開発指導課:0572-22-1331